

第200回

杉並区都市計画審議会議事録

令和4年(2022年)7月15日(金)

会議名		第200回杉並区都市計画審議会
日時		令和4年(2022)年7月15日(金) 午前10時00分～午前11時46分
出席者	委員	[学識経験者] 中井・村上・河島・関口 [区 民] 二見・渡辺・飯田・大川・小野・田中・大原 [区議会議員] 野垣・北・松浦・井原・けしば・岩田 [関係行政機関] 岡田・弘中
	説明員 (区)	区長 [都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・道路担当参事・都市整備部管理課長・都市企画担当課長・交通施策担当課長・住宅課長・建築課長・市街地整備課長・拠点整備担当課長・鉄道立体担当課長・土木管理課長・土木計画課長・都市計画道路担当課長・狭あい道路整備課・みどり公園課長・みどり施策担当課長・杉並土木事務所長 [環境部] 環境部長・環境課長
傍聴	申請	55名
	結果	55名

配布資料	<p>◎次第 ◎席次 ◎議案資料 ◎報告資料 ◎都市計画・都市計画審議会概要（令和4年度改定版）</p> <p>〔議案〕</p> <p>議案1 東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針（案）【東京都決定】 *参考資料1：東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針 （原案からの変更箇所） *参考資料2：東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針について</p> <p>議案2 東京都市計画道路の変更について（案） 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線【東京都決定】 *参考資料1：都市計画変更素案について *参考資料2：今後の予定等について</p> <p>議案3 東京都市計画道路の変更について（案） 東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線【杉並区決定】 *参考資料1：都市計画変更素案について *参考資料2：今後の予定等について</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定について *資料1：改定における考え方 *資料2：骨子案</p>
------	---

第200回杉並区都市計画審議会

(午前10時 開会)

管理課長

おはようございます。本日もご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、都市計画審議会の開催をお願いいたします。

最初に、会議の成立についてご報告いたします。本日は堀部委員から欠席とのご連絡を頂いております。また、入江委員、けしば委員が遅れてお見えになられると存じます。

現在、21名のうち18名の委員にご出席いただいておりますので、第200回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

なお、本日、席上に諮問文のほか、都市計画・都市計画審議会の概要をご配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

また、本日の都市計画審議会の運営に関しまして、ご連絡いたします。新しい委員のご紹介、説明員の紹介のときは、その場で立っていただきますけれども、それ以外の議事説明もしくは質疑の答弁等は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で着座にてご説明いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会長、開会宣言をよろしくお願いいたします。

会長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第200回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行に、ご協力をお願いいたします。

初めに、事務局よりご報告がありますので、お願いいたします。

都市整備部長

それでは、都市整備部長の井上からご報告させていただきます。

委員の皆様もご存じのとおり、7月11日付けで岸本聡子杉並区長が就任いたしました。本日は区長が当審議会にご挨拶を申し上げたいと申しておりますので、途中からになります。11時頃出席する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

管理課長

それでは、私から委員の委嘱についてご報告申し上げます。区議会議員のうち、新たに5名の方を杉並区議会議長からご推薦を頂き、6月1日付けで委嘱をさせていただきました。

それでは、新しく委員にご就任されました5名の方をご紹介させていただきます。北明範委員でございます。

委員 よろしくお願ひします。

管理課長 松浦威明委員でございます。

委員 松浦です。よろしくお願ひします。

管理課長 井原太一委員でございます。

委員 よろしくお願ひします。

管理課長 岩田いくま委員でございます。

委員 よろしくお願ひします。

管理課長 本日は欠席でございますが、堀部やすし委員が新たに就任しております。皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。なお、委嘱状につきましては時間の関係上、席上配付とさせていただいておりますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

続きますて、委員の委嘱がございましたので、都市計画審議会運営規則第4条に基づく議席の確定を会長にお願ひ申し上げます。

会長 議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、現在お座りの席とさせていただきます。

管理課長 ありがとうございます。ただいま会長から新しい議席をお決めいただきましたので、新しい議席表をお配りいたします。

(議席表配付)

管理課長 続きますて、人事異動により新たに着任しました幹事を都市整備部長よりご紹介させていただきます。

都市整備部長 それでは、私から新たに着任いたしました幹事をご紹介します。令和4年6月28日付けでまちづくり担当部長に着任いたしました野口知希でございます。

まちづくり担当部長 野口でございます。よろしくお願ひいたします。

管理課長 続きますて、本日の署名委員のご指名をお願ひ申し上げます。

会長 本日の会議記録の署名委員としましては、野垣あきこ委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、傍聴はどのようになっておりますでしょうか。

管理課長 本日は現時点で36名の方から傍聴の申し出があり、受付をいたしたところでございます。なお、現在、傍聴人の11名の方から、会議の録音及び録画をした

い旨の許可願いが出されております。

会長

ただいま事務局から報告のありました傍聴人からの録音、撮影についての許可はいかがでしょうか。これまでも記録目的ということでの録音、撮影は許可しておりますが、よろしゅうございますか。

委員、どうぞ。

委員

この審議会が公開で行われるということは条例でも決まっていることですし、今日も大勢の方に傍聴に入っていて、公開の場で議論をするということはしっかり担保されていると思うんですね。

それで、今お話の録音、録画についてなんですけれども、録画が前も今セットされているように三脚が置かれていて、ずっと会議中撮影をされています。特に固定でそういうふうに撮影されると、正面の席がずっと撮影され続けるということは、私たち学識経験者が正面を向いているところをずっと撮影されているんですね。私自身はちょっと気持ち悪い感じがしないでもない。というのは、どういう形でそれが使われるのかとか、どこへその映像が流れていくのかということは、私どもが知ることはできない。

報道機関が撮影したら、その報道機関が責任を持って、そういう問題が生じないような利用ということが恐らくなされるんだろうと思うんですけれども、傍聴者の方がそういう形で撮ったものが一体どういうふうに使われるのかはフォローができないということもあります。また、私どもの顔写真というか、映像がどこでどう流されていくのかということも分からない状態にある。何となく私はそれが気持ち悪いなという感じがするんですね。

決してそのことが公開性をゆがめるということにはならないだろうと。議事録の公開も行われるし、傍聴もなされる。議事録の話がありますので、録音ということ自体について、私はあまり違和感はない。録音したものをすぐに聞き直すとか、そういうふうなことは傍聴者の方も、あるいは傍聴はできなかったけれども、それをすぐ知りたいと思う方に伝えることはできるだろうと。ただ画像をずっと、特に顔を映しっ放しにしてやるということについて、本当にこれでいいのかなという気がしないでもないので、ちょっとそのことを問題提起させていただきたいと思います。

会長

ただいまご意見がございましたけれども、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

- 委員 今の委員のご意見と、ほぼ同様の意見を申し上げます。
- ただ、補足するとしたら、この杉並区において会議の公開、審議会等の公開についての条例や決まり、規則があるのかどうか、その点をまず事務局にご確認いただいて、もし仮にある場合、ない場合を問わないと思うのですが、基本的に議事の進行においては、傍聴者に対して様々なお願いをしたり命令をしたりを含めて、議長が采配することができるということを大前提として、まずご説明いただければと思います。
- 会長 管理課長、どうぞ。
- 管理課長 今、委員からご指摘ありましたように、会議は公開で行っておりまして、録音、録画について会議で決めていただくということですが、この間も録音、録画については許可してきているというところがございます。ご判断のほど、よろしく申し上げます。
- 会長 委員、どうぞ。
- 委員 私も同様の意見なんですけれども、議会も含めて委員会の傍聴者に関して、誰が来ているのか実際分からないと。名前と住所を書く欄があるんですけども、実際問題、その方の身分証明書を確認しているわけではないので、それはすべきだなと思っています。それであれば、私はいいのではないかという意見です。
- 会長 傍聴人の方は少しお静かにお願いできますでしょうか。
- ほかの意見はどうですか。
- 委員、どうぞ。
- 委員 おはようございます。録音、録画について、私は傍聴者の皆さんを信頼したいと思っています。もちろん録音という形でも記録を残すことはできると思うんですけども、今は動画配信という時代でもありまして、むしろほかの議会でも、委員会とかが何で同時中継がされないのかという意見を区民の方からいただいたりもしています。
- もちろん審議会の規則なんかで、ここまでは大丈夫だよとか、これ以上はちょっとやめてほしいというのは決まっている現状ですので、動画についても別に悪意があるという形ではなく、記録をして、大変注目されている審議会であると思いますので、区民や傍聴者の皆さんと一緒にまちづくりもそうですし、区政の運営も進めていくというような立場で私は考えたいと思っています。
- 会長 ありがとうございます。傍聴人の方は拍手とか、そういうことはお控えいた

だくようをお願いいたします。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

特に意見がないようでしたら、今、両方の意見がございましたので、本日につきましてはこれまで同様、あくまでも記録目的ということで録音、撮影を許可したいと思います。事務局のほうで杉並区の他の審議会等も含めて少しご検討いただければと思います。そういうことで本日はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、録音、撮影は記録目的ということで許可を本日についてはいたしたいと思います。

それでは、議題の宣言を事務局よりお願いいたします。

管理課長 本日の議題は審議事項が3件、報告事項が1件でございます。

議案1「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針(案)」。

議案2「東京都市計画道路の変更について(案)」。—東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線—

議案3「東京都市計画道路の変更について(案)」。—東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線—

報告事項は「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定について」でございます。

資料はあらかじめお送りしておりますが、お手元でございますでしょうか。

会長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

議案の説明といたしまして、まずは議案1「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針(案)」のご説明をお願いいたします。

都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 それでは、私から、議案1号「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針(案)」についてご説明いたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。議案1「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針(案)」と記載している表紙のほか、「都市計画の案の理由書」が1枚。「住宅市街地の開発整備の方針(案)」のうち、杉並区に関連する箇所を抜粋した資料が計7枚。その次、附図を抜粋した資料が計16枚。新旧対照表が計11枚まとめております。

次に参考資料といたしまして、表紙のほか資料1として、「住宅市街地の開発整備の方針」原案から方針(案)を作成した際に変更した箇所をまとめたもの

が6枚。資料2としまして、これまでの手続の概要と今後の予定を記した資料が1枚となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、これまでの経過を含めまして、住宅市街地の開発整備の方針（案）についてご説明いたします。

まず、「都市計画の案の理由書」をご覧ください。住宅市街地の開発整備の方針の概要についてでございますが、2の理由の欄に記載されておりますとおり、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランでございまして、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業等の計画を一体的に進めることにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導することなどを目的に策定するもので、こちらは東京都が都市計画決定するものとなっております。

住宅市街地の開発整備の方針につきましては、本年1月20日に開催されました第198回杉並区都市計画審議会におきまして、東京都が作成しました原案についてご報告したところでございますが、東京都から都市計画法第18条第1項の規定に基づき、本方針について杉並区に対して意見照会がございました。本日はこの意見照会に対しまして、区が東京都へ回答するに当たり、本審議会にお諮りするものとなっております。

それでは、方針（案）につきまして、杉並区に該当する箇所を中心に、資料に沿ってご説明させていただきます。お配りしております資料の新旧対照表をお手元にご用意していただいてもよろしいでしょうか。

新旧対照表を1枚おめくりいただきまして、こちらの見方なのですが、右側の欄には平成27年に策定された現在の方針の内容が記載されております。そして左側の欄につきましては、本日お示ししている方針（案）の内容が記載されておまして、下線が引かれている箇所が現在の方針から変更した箇所となっております。

それでは、また5枚おめくりいただきまして、下に10と記載のあるページを御覧ください。よろしいでしょうか。

(2) 重点地区についてでございます。今回の改定におきまして、この重点地区の考え方については変更ございませんが、こちら重点地区とは、記載されておりますとおり、「住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区」を重点地区として定めることとしております。

その選定基準といたしましては、原則として都道府県が策定する住宅マス

タープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備または開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定することとなってございます。

そして、次のページから、重点地区の新旧対照表が記載されております。現在の方針では、方南通り地区と記載されておりますところから、区内におきましては全部で15地区が指定されていたという状況となっております。

今回の改定におきましては、またおめくりいただいて102ページに記載されていますが、荻窪三丁目地区のほかに和泉四丁目地区、阿佐ヶ谷団地地区、和田一丁目地区、宮前三丁目地区、本天沼二丁目地区の6地区につきまして、既に事業が完了しているため削除すると共に、107、108ページに記載されておりますが、方南一丁目地区、久我山一丁目第三地区及び天沼二丁目地区の3地区については、東京都住宅マスタープランの特定促進地区に指定されていることから、新たに重点地区として指定するものとなっております。今回の改定で、杉並区内におきましては合計で12地区を重点地区とするものとなっております。

それでは、また資料が飛びますが、参考資料1をご覧ください。よろしいでしょうか。本日お示ししております方針（案）につきましては、本年1月にご報告した原案から体裁の微修正であったり、令和4年3月に改定された東京都住宅マスタープランの内容に合わせるということから、表現などの一部の修正がございました。本日は、黄色のマーカーでお示ししている箇所が原案からの修正点になっておりますので、詳細につきましてはそちらをご覧くださいませようお願いいたします。

続きまして、参考資料2をご覧ください。本年1月20日に開催されました都市計画審議会以降に行った手続について、ご説明させていただきます。ただいまご説明した原案からの修正を経て、本日お示ししている方針（案）につきましては、令和4年4月8日付けで、東京都から杉並区に対しまして意見照会がございました。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、東京都並びに杉並区を含む関係自治体の窓口におきまして、令和4年6月9日から23日までの間、都民向けに縦覧が行われております。杉並区におきましては都市整備部管理課の窓口で実施したところ、2名の方が縦覧されていることとなっております。

最後になりますが、今後のスケジュールについてでございます。東京都は関

係自治体からの意見を集約し、9月2日の東京都都市計画審議会に諮問の上、決定・告示を行う予定とのことと聞いてございます。

私からの説明は以上です。

会長 説明は以上でございます。それでは、ただいま説明された内容等について、質問や意見等がございましたらお願いをいたします。

委員、どうぞ。

委員 よろしく申し上げます。

この方針の原案の報告が今年1月の198回都市計画審議会でされたと思うんですけれども、そこからほぼ変更はないということで、そこで出された他の委員からの意見や質問を深める立場で質問させていただきます。

まず、こちらの方針(案)で重点地区に指定された区内12の地域ですけれども、この表のところで地域区分というのがありまして、新都市生活創造域というのと中枢広域拠点域という2区分があると思います。それぞれ何地域ずつあるのか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 新都市生活創造域につきましては13地区、中枢広域拠点域につきましては2地区となっております。

会長 委員、どうぞ。

委員 新たに変わった方針(案)での地域数は12じゃなくて、15でよろしいですか。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 今回減った部分と増えた部分がありまして、全体的な今有効になっているものは12でございます。

先ほどの中枢広域拠点域と新都市生活創造域について若干補足させていただきますと、新都市生活創造域というのは環七の外側の部分を区域としております。中枢広域拠点域というのは環七の内側が大体入っておりますので、そういったところから番号で行くと杉4と杉20、あと環七の両側が入っておりますので、その数はどっちという形。要するに、両方にまたがっているようなものも、杉1と杉2はございます。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 地域数につきましては新都市生活創造域が10か所、中枢広域拠点域につきましては2か所という位置づけになってございます。

会長 資料で言いますと、「住宅市街地の開発整備方針（案）」の（抜粋）という横開きといえますか、横長の資料の後ろに表がついておりまして、そこが 12 地区ということよろしいですか。

都市企画担当課長 はい。

会長 委員、どうぞ。

委員 この重点地区への今回新規での追加が方南一丁目、久我山一丁目第三地区、天沼二丁目の 3 か所だと思うんですけども、このうち中枢広域拠点域はあるのかどうか伺います。

課長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 方南一丁目地区が中枢広域拠点域となっております。

会長 委員、どうぞ。

委員 重点地区なんですけれども、杉並の資料は出していただいたのですが、インターネットとかで東京都全体のものも見てみたんですね。

さっきもお話があったように、特に環七の外側と内側というところでゾーニングが分かれるというような感じだと思うんですけども、国際ビジネス交流ゾーンとかいう表記もあったりします。それは杉並区にはないんですけども、中枢広域拠点域と国際ビジネス交流ゾーンとされる重点地区が前回 32 か所から今回 85 か所の指定となって、約 2.6 倍となっていました。これは東京都の開発拡大路線というのが顕著かなと感じています。

それで、1 月の都市計画審議会で「中枢広域拠点域での質の高い中高層住宅地を誘導」という記述に対して、基本構想との関係でも低層の住宅地を大切にしてほしいという意見がありました。「新都市生活創造域でも中高層の建物を配し」という記述がある地区もあります。

区のまちづくり方針は、この後で骨子案が報告されると思います。策定作業もこれからだと思いますけれども、この方針と区のまちづくり方針との関係を、整合性も含めてちょっと説明していただきたいんですけども。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 まず、こちらの本方針につきましては、東京都が令和 2 年度に策定しております東京都市計画区域マスタープランと、既に策定されておりますが、都市再開発の方針並びに防災街区整備方針の整合を図るということで策定するものとなっております。また、杉並区の都市計画マスタープランにつきましてもそれらの計画と整合を図るということになってございまして、そのような観点か

らこれまでも策定してきたという経緯がございます。

今ご質問のありました視点等の考え方につきまして、例えば本日お示ししている方針（案）につきましては、記載の内容でも、駅、都市機能が集積した地域の拠点の形成を図るといような考え方を示されている一方、杉並区の都市計画マスタープランにおきましても多心型の拠点を形成し、そのような機能を集約していくということも位置づけられていることから、そういう観点でも整合が図られているものかなと認識してございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 駅前機能を集中する考え方についても、意見が出されておりました。杉並区は住宅都市として、駅前以外にも商店街などがあって、例えば学校や施設のそばには文房具とか駄菓子を売るような商店があったり、住み慣れたまちで日常の買物や用事が完結できるというのも魅力だと思います。

こういった商店街や交通など、都市機能についての区の基本的な認識を伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 ただいまご答弁を差し上げましたが、これは交通結節点である駅周辺を核といたしまして、地域の特性を生かした商業の活性化であったり、生活の利便性の向上を図るといことで、にぎわいと多彩な魅力のあるまちづくりをハード、ソフトの両面から進めていくことが多心型まちづくりの考え方としてこれまで進めてきたところでございます。

また、移動の利便性というところにつきましては、今後高齢社会になっていくという中で、高齢者が移動しやすく、また、まちに行きやすくなっていくということも、まちづくりの観点には様々な施策がありますので、それらを連携しながら取り組んでいくべきものと認識してございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから、住宅街で高齢者が増えて、空き家が増えているという指摘もありました。高齢者が特養ホームに入居されたり、子どもや親戚と同居となると、こういった空き家問題をどうやって解決していくのかも考えなければならないと思っています。

具体的には宅地、その共同化などもあり得るかもしれないんですけども、あまりに土地の高度利用となると、近隣との関係が大変難しくなるのではないかと考えています。低層で小規模でも可能な、あとはより低炭素型の建築。例

えば今、特に必要とされている障害者向けのグループホームですとか、あとは防災・防犯面と併せて、子育て世代とか女性にも魅力となる公園や農園などのオープンスペースの転用。こういった住環境整備が求められているのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

会長 住宅課長、どうぞ。

住宅課長 今、委員のおっしゃられたのは、特に空き家の利活用というテーマかと思えますけれども、こういったことについてはいわゆる居住支援協議会が中心となりましてグループホームの建設であるとか、そういったことを助成も含め進めているところであります。

会長 委員、どうぞ。

委員 障害者向けグループホームもすごく意見が寄せられていて、ずっと待っているけれども少ししかないし、その職員さんとの関係とかあると思うんですけども、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

東京都の決定であっても、今後もし区の方針との矛盾が生じた場合に、市街地整備事業を強引に東京都が上から進めるというよりは、区の自主性で判断することがどこまで可能なのか。ほかの自治体の例などがもしあれば伺いたいんですけれども。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 ほかの自治体の例は把握してはございませんが、先ほど申し上げたとおり、本方針につきましては東京都が都市計画決定するものでございまして、ほかの計画と整合を図って策定するとなってございます。

こちらの策定に当たりましては、もちろん都市計画になりますので、都市計画法に基づきまして、東京都から杉並区並びに関係自治体に対してもそれぞれの意見照会がありまして、区からもこのような考えで策定していこう、地域を指定していこうというところでお示ししているところがございます。その点は、既に杉並区の考え、自主性というところも反映された計画になっているものと認識してございます。

会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見がなければ、この件についての審議は終了させていただいて。委員、どうぞ。

委員 意見でよろしいんですね、今。

会長
委員

はい。結構です。

ちょっと意見なんですけれども、この方針（案）について、地域区分のところで基本構想や住民意見との関係で整合性がとれていないという印象を受けました。特に中枢広域拠点域である環七の内側は、木密地域だからといって一律の開発が行われると住民が追い出されて、地域が望まない開発になるおそれがあります。

杉並区の場合は、もちろん今後の課題かもしれませんが、既に都内でこの重点地区に位置づけられた地域では、特定整備路線の立ち退き問題で反対や見直しという住民意見が出されています。

それから、新都市生活創造域の考え方も、主要な駅周辺、拠点以外の駅周辺、木密地域等の記載がありますけれども、商店街などの都市機能に関して杉並区の独自性が失われる可能性があるのであれば、この方針をそのまま受け入れるというのはちょっと難しいと思っています。

それから、農地保全の問題で、生産緑地指定したエリアが数年でほぼ全て解除されて宅地になってしまうという例があって、それは地主さんたちが困っているという話も聞いています。

この都市機能に関連して、プレミアム商品券を利用した高齢者の方からの意見が寄せられたので紹介したいと思います。1つは、商品券を使えるお店が近所になかったと。残念という声でした。確かに私が議会で商店街問題を調査した際に、生鮮三品を扱う店舗が地域から減ってきているということが分かりました。委員の皆さんも職員の皆さんも、地域で同じことをお感じになっているのではないかと思います。

それから2つ目は、身近な店で買い物がしたい、できれば個人商店を応援したいと思っているということです。これは商品券の目的でもありますし、とても大事な視点です。最近はコンビニのような店舗でも生鮮三品が売られていますけれども、税金やまちづくりの視点からすれば、チェーン店だけで地域経済を成り立たせるのは困難であって、地域の魅力が薄れてしまいます。

空き家や住宅ストックの活用課題などもあって、現状で宅地が極端に不足しているというわけではないですし、高度利用などの開発を急ぐよりも地域に合わせた防災の観点とか、ゼロカーボンシティの視点を優先して、住民意見を生かしたまちづくりが行われるべきだと考えています。区のまちづくり方針策定との関係でも、ちょっと見直しの必要があるのかなと。賛同することはできな

いと思います。

会長

ほかの委員の皆さん、意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま賛同できませんというご意見がございましたので、本議案につきましては議決を採りたいと思います。よろしいでしょうか。

議案1「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針(案)」につきまして、原案どおり承認することで異議なしという方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長

ありがとうございます。それでは賛成多数ということで、原案どおり承認することにしたいと思います。この議案については、区には異議なしということで答申することといたします。

次の議案についてですが、議案の2でございます。「東京都市計画道路の変更について(案)」一東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線一、こちらは東京都決定でございます。それから議案3も関連する議案でございます、「東京都市計画道路の変更について(案)」一東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線一、こちらは杉並区決定でございます。議案は関連いたしておりますので、議案2と3の説明については一括してお願いしたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長

私からは東京都市計画道路の変更につきまして、議案2の東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線及び議案3の杉並区画街路第3号線について、これらは密接に関連する議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

報告事項の説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。まず議案2としまして、本議案の表紙を含めまして5枚。次に、参考資料の頭紙が1枚。次にA4緑色のパンフレットの資料1「都市計画変更素案について」、資料2としましてA4白黒刷りの「今後の予定等について」が1枚となります。

次に、議案3でございます。本議案が表紙を含めまして5枚。次に、参考資料の頭紙が1枚。A4カラー刷りの1枚の資料1「東京都市計画道路区画街路杉並区街路第3号線都市計画変更素案について」。続きまして、資料2としましてA4白黒刷りの「今後の予定等について」が1枚となります。過不足等はございませんでしょうか。

前回の第199回都市計画審議会で、これら2路線の都市計画素案の内容につ

きましてご報告申し上げたところでございますが、今回お示しする都市計画案につきましても素案からの変更はなく、全く同じ内容となっております。

それでは、これらの議案についてご説明申し上げます。まず議案2をお手元にご用意いただき、2枚目の理由書をご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらの中段に記載のとおり、補助線街路第229号線、いわゆる千川通りにつきましては、令和元年11月、東京都と特別区、26市2町により策定しました「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」におきまして、概成道路に対する現道幅員等の評価を行いましたところ、都市計画区域を現在の道路の位置に変更する、いわゆる現道合わせとして都市計画変更を行う区間とされたため、一部の区間を変更するものでございます。

1枚おめくりいただき、「東京都市計画道路の変更」の下段の変更概要を御覧ください。今回の変更では、練馬区下石神井四丁目から杉並区井草五丁目間の延長約660メートルの幅員を20メートルから17メートルに変更するものでございます。

2枚おめくりいただき、計画図をご覧ください。よろしいでしょうか。この図で黄色着色の部分が今回計画を廃止する部分、赤色部分が新たに計画区域とする部分でございます。この変更によりまして、現在の道路部分が新たな都市計画区域となります。

次に、参考資料の最後に添付してございます資料2「今後の予定等について」をご覧ください。こちらの1のこれまでの動きとしまして、本年5月31日、東京都より本都市計画案につきまして意見照会がございまして、6月9日から6月23日に都市計画法第17条に基づく縦覧を行っています。

2の今後のスケジュールでございまして、本審議会を経まして、7月に意見照会に対する回答を行い、9月に東京都の都市計画審議会で諮問がなされ、10月上旬には都市計画決定・告示を行う予定としてございます。

なお、資料1につきましては、本案件の都市計画素案説明会の際のパンフレットとなっておりますので、後ほどお目通しください。

議案2につきましては以上となります。

次に、議案3をお手元にご用意ください。1枚おめくりいただき、理由書をご覧ください。こちらの下段に記載してございますが、この杉並区画街路第3号線につきましては、先ほどの議案2の補助第229号線の計画線の変更によりまして、区画街路第3号線の計画線と先ほどの補助第229号線との交差部が未

接道となりますので、改めてこれらが接する形とするため、区画街路第3号線の都市計画変更を行うものでございます。

1枚おめくりいただき、「東京都市計画道路の変更」をご覧ください。下段の変更概要に記載のとおり、今回の変更は終点位置の変更のみとなっております。

次に、参考資料の資料1をご覧ください。よろしいでしょうか。こちらの表面の下段に3つございます図面のうち、左側の図をご覧ください。緑色の実線で示しておりますのが、補助第229号線の変更前の計画線でございます。現在、区画街路第3号線はこの緑色の線までの計画となっております。先ほどご説明申し上げました議案2の補助第229号線の計画線が緑色の実線から赤色の点線に変更となることによりまして、区画街路第3号線と補助第229号線が接しないこととなりますため、赤色で塗りつぶした範囲を新たに区画街路第3号線として追加するものでございます。

最後に、参考資料の資料2をご覧ください。1のこれまでの動きとしましては、本年5月12日、東京都に対しまして都市計画法第19条3項に基づく協議を行いまして、5月31日、協議結果を受領いたしました。6月9日から23日にかけては、補助第229号線の都市計画案に合わせて都市計画法第17条に基づく公告・縦覧を行いました。なお、補助第229号線、杉並区画街路第3号線共に、住民の皆様等による縦覧及び意見書の提出はございませんでした。

2の今後のスケジュールにつきましては、本年10月上旬に、先ほどの補助第229号線と同時に都市計画決定を行う予定としてございます。

私からの説明は以上でございます。

会長

ご説明は以上でございます。

それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問はないということよろしいでしょうか。

それでは、特にご質問やご意見がないようですので、審議は以上とさせていただきます。議案は2つございまして、関連する議案でありましたため説明は一括で受けましたけれども、議案としまして議案2は東京都決定、議案3は杉並区決定でございますので、1つずつ確認をしてみたいと思います。

まずは、議案の2「東京都市計画道路の変更について(案)」—東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線—、こちらは東京都決定でございます。こ

ちらの議案について、原案どおり承認するという事で異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、この議案については、区には異議なしということで答申することといたします。

 続きましては、議案の3でございます。「東京都市計画道路の変更について(案)」—東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線—でございます。こちらは杉並区決定となります。こちらについても、原案どおり承認するという事で異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、議案の3につきましても、区には異議なしということで答申することといたします。ありがとうございます。

 それでは、残りは報告事項なんですけれども、本会議の最初にご説明がございましたように、区長が出席されるということでございます。11時でよろしいでしょうか。ここで午前11時まで休憩とさせていただきたいと思っております。11時には再開させていただきますので、それまでの間、休憩とさせていただきます。

(休 憩)

会長 それでは、お約束しておりました11時になりましたので、再開してよろしいでしょうか。休憩前に引き続きまして、審議会を再開いたします。

 それでは、報告事項「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定について」の報告、聴取をいたします。

 区長がお見えになりましたので、お願いいたします。

区長 座ったままで失礼いたします。皆さん、こんにちは。7月11日付けで杉並区長に着任いたしました岸本聡子です。よろしくお願ひいたします。都市計画審議員の皆様には日頃より大変お世話になっており、感謝を申し上げます。

 さて、本日は私の着任後、初めての審議会であり、杉並区まちづくり基本方針の骨子案を報告するという非常に重要な案件が議題になっているということで、私の思いを直接委員の皆様にお伝えしたいと思ひ、審議会に出席させていただきました。

 まず、本日の審議会の日程は私の着任前から既に決まっていたことであるんですけれども、着任から5日の設定で、しかも資料は事前配付というルールがある中で、私としては、いかに骨子案といえども、もう少し庁内で内容につい

てディスカッションするための猶予が欲しかったというのが率直な思いでございます。しかしながら、委員の皆様が大変多忙であり、本日の機会を逃すと審議会に骨子案の報告を行うのがかなり先の時期になってしまうということですので、本日委員の皆様から頂いたご意見を踏まえて、改めて庁内で議論を重ねて骨子案の修正を行うことを前提に、あくまでも議論のたたき台として案をお示しすることとしたものでございます。この後お話しする私のまちづくり基本方針に対する考え方についても、ぜひ委員の皆様のご意見を頂戴できればと考えております。

したがって、当初のスケジュールでは7月からこの骨子案を基に、オープンハウス形式の住民説明会を実施する予定となっておりましたが、これについては日程を延期させていただきます。繰り返しになりますが、本日の委員の皆様のご意見を踏まえ、骨子案に私の考えをしっかりと反映させた上で、改めて今後のスケジュールを設定していきたいと考えております。

それでは、次にまちづくり基本方針に対する私の考えを、短く述べさせていただきます。皆様に配付されました骨子案ですけれども、私はこれを見たときに、一番最初に率直に思ったことがあります。杉並区も宣言いたしましたゼロカーボンシティ宣言、そして先日発表されました杉並区環境基本計画ですけれども、このゼロカーボンシティ宣言というのを非常に重く受け止めております。2050年までに2000年比のCO₂からカーボンニュートラルを目指すということ、そしてその過程として、2030年までに2000年比でCO₂を半分に減らすという非常に野心的な目標でございます。

もちろんこれは日本政府、そして東京都のゼロカーボンの宣言とも重なっておりますし、ひいて言えば、世界で今非常に重要な政治課題である気候変動問題、2030年までに2度～1.5度の温度上昇を許してはいけないという世界共通の人類の挑戦として、その中に杉並区がきちんとこの立場を表明したことを大切な、そして重要な一歩だと受け止めております。

私の認識ではこのゼロカーボンという大きな目標を達成するために、今までどおりの温暖化防止政策、例えば自然エネルギーを増やしていくとか、節電だとか、ライフスタイルの変更だとか、もちろんこれは重要なんですけれども、このような従来の取組だけで達成できる社会的な目標だとは思っておりません。社会の産業、経済、そして政治構造も含めた大きな変革を求めるのが気候変動問題だと強く認識しております。そして、この認識は、国連のIPCCという

気候変動の専門家たちが世界に宣言しているものと一致するものでございます。

そういう中で、杉並区のまちづくりというのが非常に重要だということ、そしてその中にまたもう1つの問題である防災ということが大きな課題ですけれども、このまちづくりを今までも行ってきて、これからも行うに当たって、このゼロカーボンという大きな目標から出発したいと思ったのが、まずこの骨子案を見て私が考えたことでございます。

今の骨子案では、ゼロカーボンはまちづくりの一部として位置づけられておりますけれども、将来の10年、20年、30年先を見越したまちづくりを考えるに当たって、今までどおりの計画の在り方を、私たち自身がその発想を超えてゼロカーボン、例えば杉並区で今予定されているいろいろな道路だけではありません。施設の再編の中で壊さなければいけない建物があり、つくらなければならない建物がある。その全てについてCO₂が発生いたします。その開発計画、道路計画、そして施設再編計画の中で、総合的なCO₂の排出量について、杉並区として明確な、正確な計算ができていないのではないかと。私はここからしっかりと見直していきたいと思っています。

そして、国際的にも学術的にも活躍なさっている審議員の皆様におかれましては、まさにこの人類の、杉並区の大きな新しい挑戦の中で、皆様の見地と経験をぜひお聞きしたい。そして、その助けをいただきたいと思っております。

もちろん産業界、そしてこの審議会を構成していらっしゃる皆様、議員の皆様におきましても、まちづくりという杉並区の大きな、大切な、そして子どもたちに今の環境を守り、きれいな空気を守って、私たちが受け継ぎたい杉並区をつくるために、もう1度この都市計画というところにゼロカーボンを出発点として、そして1つのゴールとして位置づけるために皆様の見地を、この審議会を通じて皆様に力をかしていただきたいと思ひまして、この骨子案については今までの蓄積をきちんと考慮した上で、私も主体的に関わって皆様と進めていきたいと思っております。ですので、このスケジュールの変更も提案させていただきました。

今日に関しては、以上の私の考えを述べさせていただきましたけれども、この後、骨子案に対して、委員の皆様の専門的な知見からどうぞご意見をお聞かせくださいませ。どうもありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの区長のご挨拶で、この資料の説明ということでよろしいですか。

それでは、この後、資料としましては「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）の改定について」ということで、お手元をご覧いただければと思います。「改定における考え方」、資料1でございます。資料2が「杉並区まちづくり基本方針（骨子案）」ということで、その後に付けられております。こちらは既にご覧いただいているところかと思しますので、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

どなたからでも結構ですけれども、いかがでございましょうか。

委員、どうぞ。なるべく多くの皆さんにご発言いただきたいので、短くおまとめいただけると助かります。

委員

岸本区長から、今回報告されたこの都市マス骨子案について、内容の修正と見直し、スケジュールに関しても再検討という旨が示されたことは、私たち党派としても歓迎するものです。

区長におかれましては、7月11日に就任をされ、直後にこの都市計画審議会の開催ということで、今回示された骨子案についてはほぼ従来の計画を踏襲したものとなっておりますので、区長の意向やそれを受けての所管課での調整、修正もスケジュール的には間に合わなかったと考えます。

報告事項とはいえ、骨子案は今後の区政運営やあらゆる方針に関わる重要なものです。その点からすれば、区長の意向を反映したものが本来は報告、提案されることが必要であったと考えますが、今の区長のご発言のとおり、今回はあくまで骨子案に至る前のたたき台ということと捉え、今後は改めて丁寧に住民意見の聴取を行い、必要な変更や見直しを検討しながら策定していただきたいと考えます。冒頭そのことを求めつつ、何点か要望や意見を申し上げます。

1点目は、住民への説明の機会や意見聴取の場の設定についてです。今回オープンハウス形式での説明と示されましたけれども、個別対応だけではなく、住民同士の相互理解、意見交換を深める対応というのを求めたいと思います。例えばシンポジウム形式で専門家とか立場の違う方とも意見交流をして、相互理解が深まるような住民参加型の形式なども検討されてはいかがでしょうか。また、現在新型コロナの再拡大のおそれもありますので、時間的な余裕を持った設定をお願いしたいと思います。

2点目です。ゼロカーボンシティ、区長の発言でも強調されましたけれども、区は昨年ゼロカーボンシティ宣言を行い、区長の記者会見でも、ただいまのご発言でも、さらに強化するという意向が示されました。気候危機打開の緊急性

に対する区長の認識、姿勢に、私も、私たちの会派も賛同するものです。

その上で2050年カーボンゼロの視点を掲げるのであれば、やはり都市計画もこの視点で再検討することを求めたいと思います。目標を実効性あるものにするには、やはり節目標の設定が必要だと考えます。2030年のカーボンハーフを基本的な考え方に盛り込む。2030年までは、あと8年しかありません。約10年間の方針期間の中で、具体的な節目標を設定することで、状況や課題の見える化、積極的な対策を進めるのは当然のことだと考えます。

それから、温暖化対策推進法第21条第3項には公共交通機関の増進、緑地保全などの計画を温暖化対策に盛り込むことを求めています。その点で、杉並区ではこの間、温室効果ガス吸収量や貴重な屋敷林の存続問題ではどうだったのか、再検討していただきたいと思います。

方針の改定に当たって、都市計画の視点から現在の温暖化ガス排出量の現状と削減目標を明確にして、道路や再開発などの計画も見直すべきです。具体的な方向性には、住宅や建築物の省エネ対策も掲げていますが、これは区民や民間事業者と一緒にゼロカーボンシティの取組を進める上では大切なことです。ゼロカーボンシティを目指すまちづくりの中で、開発行為や道づくりについても、カーボンゼロの視点を明確に位置づけていただくよう提案をします。

それから、都市計画道路の整備についてです。分野別では道路整備方針、防災・減災、事前復興、まちづくり、地域別方針に関わってくるんですけども、都市計画道路の整備方針は今回の区長選の大きな争点の1つとなりました。既に杉並区では完成された住宅街が立ち並んでおり、50年、70年も前の計画をこの計画で都市計画道路を整備することに対して、沿線住民からは商店街や地域コミュニティーを分断するのではないかと多くの声が多く寄せられています。

一方、区はこれまで防災機能を高めるという観点から、幹線道路の拡幅や新たな道路建設推進という立場をとってきました。しかし、道路を整備することによって、その地域の住民の生活が成り立たなくなることも事実だと思います。

防災の観点では、都市計画道路の整備に限らず、身近な生活道路やオープンスペースの整備、住宅の不燃化、耐震化、無電柱化、地域防災組織への支援などが重視されるべきと考えます。まずは計画ありきというよりは、一旦立ち止まって、必要性の有無も含めて検証していただきたいと思います。

4点目は、鉄道駅の周辺に多心型の拠点の配置をすること、主要駅周辺のまちづくりについてです。以前、杉並区は小学校通学区を1つの住区と考え、そ

の中に小さな区立施設を整備して、どこに住んでも同水準の行政サービスを受けられるようにしてきました。この考えは区立施設再編整備計画とともに大きく変更されていますけれども、子どもや高齢者、障害者が歩いていける距離に身近な区立施設を配置することの重要性を再検討していただきたいと思います。駅勢圏以外においても、利便性の高いまちづくりを検討していただきたいと考えます。

5点目は住宅施策です。住宅施策について区民の要望が強いのは、やはり公営住宅への入居なんですね。私たちのところにも民間賃貸住宅の家賃が高過ぎる、独居の高齢者にはなかなか貸してくれないという声が多数寄せられています。骨子案には「老朽化した団地の建替えにあわせて、良質な住宅ストックの形成」という記載がありますけれども、公営住宅の積極的な整備や確保を検討していただきたいと思います。それから、家賃助成についても、23区中17区が何らかの形で助成を行っていますので、区としても検討を始めていただきたいと思います。あとは、住宅確保要配慮者への対策も課題です。これらの住宅の確保は、健康で文化的な住生活の基礎となるものです。積極的な位置づけを求めたいと思います。

最後、6点目です。ユニバーサルデザインのまちづくり方針についてです。基本的な考え方に高齢者や障害者、マイノリティ当事者の意見反映、当事者との現場調査などを盛り込んでいく必要があると考えます。特にこの間のまちづくりや区立施設の改修について、せっかくユニバーサルデザインをうたってつくったのにあまり使いやすくなっていないという指摘を、多くの障害者の方から受けてきました。当事者の声や、当事者を含めた調査と検証を進めていただくよう求めたいと思います。

以上の視点で、この骨子案をしっかりと再検討していただくよう要望し、私からの意見とします。

会長 ありがとうございます。事務局、区長には、最後にまとめて、もし何かご発言があれば求めたいと思います。

 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

 委員、どうぞ。

委員 区長からご意見を頂きまして、区長に質問させていただきたいんですけども、ゼロカーボンシティが大前提であるということで、区立の再編整備計画を今までやってきた中で、これから建替えが必要な部分って出てくるじゃないで

すか。建替えのときにどうしてもCO₂が排出されるよということで、最終的に2050年の目標に向けて、毎年どれぐらいCO₂を削減するのかというのを、しっかりとデータとして出していくということなんでしょうか。

区長 そのとおりです。CO₂の削減、例えば樹木が吸収するCO₂というのがございますよね。この環境基本計画にはかなりいろいろなデータが出ておりますけれども、施設を造るときと壊すときに関するデータというのは、私が短い時間で勉強する限りでは分かりませんでした。

 です。繰り返しになりますが、まちづくりにおいてはこのような施設の道路も含め、こういった生産活動から出るCO₂も含めた上で、増えてしまえばもちろん減らすのはもっと大変になるわけですから、そこからきちんと半分を減らす。これは2020年度比ですけれども、今、出ている分というのはそれ以上に減らさなければいけないということですので、そういった認識を持っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 そうしますと、例えば学校の建替えにおいては、耐用年数が来て、耐震化の部分では非常に危ないという状況の中で建替えをしなければいけないと。ただ、毎年毎年決めたCO₂削減量という部分でちょっとオーバーしてしまうから、その学校をちょっとストップしようとかいうこともあり得るということですか。

区長 そういうことではなくて、総合的なCO₂の排出量を計算した上で、カーボンニュートラルですから、出した分は引かなければいけないわけですよ。ですので、学校の建替えを耐震とかいろいろな理由でしなければ、絶対に行わなければいけない場合というのは、そこで出た分をほかのところで削減しなければいけないというのがカーボンニュートラルの考え方です。

委員 了解しました。全体でということですよ。建替えだけじゃなくて樹木もそうだし、いろんな部分、杉並区の中の全てを含めてどうCO₂を削減していくかという考えで決めていくということですね。

区長 はい。それがゼロカーボン宣言だと私は理解しております。

会長 ありがとうございます。申し訳ありませんが、一応発言の許可を求めてから、ご発言をするようお願いいたします。

 それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

 では、今手を挙げられましたか。委員、どうぞ。

委員 お先に失礼いたします。区長がゼロカーボンを進めていきたいということに

異議を唱えるわけではないですが、1つ、今回、杉並区まちづくり基本方針は杉並区の都市計画マスタープランでございますけれども、これ的前提になる杉並区の基本構想というものがございます。これはこれからの10年先を見詰めた杉並区の在り方を、区民の皆さんが知恵を集めて考えたものです。役所がつくったものというよりは、区民の皆さんがこれからの10年先の自分たちの区をどういうふうにしていきたいのかということを考えて、1年半～2年ぐらいの時間をかけてみんなで話し合っつけて、こういう杉並区にしたいねというところを考えたものがございます。それに基づいて、今回のまちづくり基本方針が出てきていると思います。

もともとそういう区民の気持ちがあったんだと、みんなが話し合った土台があったんだという前提はぜひ覚えておいていただきたいなと思います。これは要望です。

会長 ありがとうございます。

では、委員、どうぞ。

委員 今、区長のお話を伺いまして、ゼロカーボンシティを目指しますというのは杉並区の環境基本計画で宣言しております。これもやはり杉並区基本構想に沿ってつくったものだと思いますが、今年の3月にできたばかりのものでございます。

区長のお話を聞いて、私ももう一度基本計画を見直してみたいんですけど、宣言としてはゼロカーボンシティをうたっていますが、中身を見ますと、2030年、2050年にどういうふうにゼロカーボンに近づいていくかというストーリーは書いていないんですね。そうしますと、むしろ基本計画のところで杉並区がどういう環境都市を目指すのかというのをしっかり踏まえて、下敷きをつくって、そして、今回のまちづくり基本方針は区だけでなく、国とか東京都とかいろいろ定めている都市の問題を処理する問題ですので、環境問題だけでこれを考えるというのはちょっと無理があると思います。むしろ全体の杉並区の環境計画をどういう形で推進されたいかというのをはっきり下敷きとしてつくっていただいて、それに基づいてまちづくり基本方針をどういう形でそれに沿ったものにするかというふうな考え方をするのが順序ではないのかなと、ちょっと思っております。

会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員

今日、骨子案として提出されたこのまちづくり基本方針というのは、括弧書きになっているかな、都市計画マスタープランという位置づけがあって、杉並区都市計画という仕組みを使って今後のまちづくりを進める上での基本となるものがこの杉並区まちづくり基本方針であるということなので、これは非常に大切なものですよね。これを今回改定するということなので、現にあるものがあるんで、改定されるまでは現在のまちづくり基本方針をベースにしながら杉並区の都市計画を進めていくということになるんだろうと思います。

区長さんがおっしゃったゼロカーボンの取組というのは重要なことだと思うんですけども、実際にそれをきめ細かくやっつけていこうとすると非常に時間がかかってしまうんじゃないかと。私が危惧するのは、それをつくり上げるまでいろいろな杉並区が取り組むべきまちづくりの課題にブレーキがかかってしまって、進めるべきものが進められないという状態に陥らないだろうかということをととても心配します。だから、区長さんがそういう取組をされるということ自体は決して否定しませんが、それをやるスケジュールをきちんとお示しいただきながら……。

先ほど学校の建替えのお話を例にとりて少し質疑が行われましたけれども、やるべきことは進めていきつつ、いつまでに基本的な方針というものを固めていくんだと。とりあえずストップはするけれども、いつになったらそれができるのか分からないというのでは本当に迷走することになりますから、そのスケジュールをしっかりと提示してお進めいただくことが必要だと思います。都市計画審議会もそういうものがなければ、うまく運営ができなくなってしまう可能性があるんじゃないかと思っています。

それから、ゼロカーボンのプラスマイナスということの評価する上でも、どこまできちんと把握するのか。なかなか実際には難しい、そういう測定手法がどうなるのかなというところもあるんだろうと思います。例えば都市計画の話で言うならば、いろんな幹線道路を造るときにネットワークが不十分であるから、現状、道路渋滞が発生しています。道路渋滞が発生することによる余分なCO₂の排出ということもあるわけですね。幹線道路のネットワークができることによって、そういった渋滞によるCO₂の削減も見込まれます。だから、単に造るときの話ではなくて、造ったことによる効果みたいなものも測定の中に入れていかなければいけない。そういったことまで含めておやりになれるのかどうか。その辺をどうやっていくかというあたりで、非常に心配になる部分があ

ります。

そういったゼロカーボンの取組をどういう枠組みで、考え方で、手法で進めていくのかということも、ぜひ早期にご提示していただくことが必要なんじゃないかと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、順番に願いますということによろしいですか。

では、委員、どうぞ。

委員

今日は都市計画マスタープランという、おおむね10年に1回の大きな計画の改定の話をするというつもりで参りました。先ほど区長さんのお話があって、ゼロカーボンシティという大きな目標は現在地球規模で行われているいろんな課題解決の大きな方針の考え方であって、それは尊重したいと思っています。

地球規模の考え方が、例えば1つのまちの自治体の都市計画にどう影響するかということも含めて考えるとすると、環境の問題というのは一つ一つの小さな物事の積み重ねが全体の地球規模に発展するという考え方に立ちますので、その意味では大きな計画と積み上げの計画というのはどこかで接点を持つだろうと思います。

その観点から考えると、都市計画マスタープランというのは先ほど来お話があったように、道路や公園・緑地などのハードな物を造っていく、都市を造っていく事業と、それから民間が建物や、あるいは民間の経済活動を行うための建物建替えや用途を選択する、建物用途あるいは都市活動の中身を選択する土地利用の誘導あるいは禁止なども含めた、そういう方向性を決めるというハードとソフトの両面で今後の10年間のまちづくりを考えていこうということ。ここは審議会ですけれども、都市計画を考える際の非常に重要な方針を決める会議です。

まちづくり方針の中にも、今の段階でゼロカーボンシティの話は入っています。今日私がここに来て話を伺おうと思ったのは、1つは前年度、前にやった都市計画マスタープランと今回やる改定版はどう違うのかという辺りを聞こうかなと思っていたんですけども、そのレベルではなくて、環境政策そのものが変わっていくんだという区長さんのお話は非常に重要なので、あらためてこの都市計画マスタープランを変える方向で検討するというお考えは、これから物を考えていく上で結構大きなベクトル変更のお話になるので、極めて重要なことだと受け止めました。

その際に、私はそんなに勉強していませんが、ゼロカーボンシティの前例でちょっと勉強したのは調布市の例がございます。調布市は、2050年のゼロカーボンシティのまちづくりの考え方を少し示しています。その際に、ゼロカーボンシティとして今後取り組むべき方針、取り組み方について、幾つか提言を、あるいはまとめたものがあります。

つまり、ゼロカーボンシティに取り組むのに、宣言としては地球規模のことで、非常に大きなよいことだと皆さん理解すると思いますが、都市計画という具体的なレベルに落とし込むには宣言だけでは不十分なわけで、ゼロカーボンシティにどうやって取り組んでいくのかというあたりの方針を示していただかないと、都市計画のほうでも受け止めがたいということになると思うんです。ゼロカーボンシティの趣旨はいいことだと思いますので、ぜひその取組方針についてお考えをいただいた上で、それと都市計画をどう結びつけるかというふうに議論を進めるべきではないかと思います。

その意味では多分時間がかかると思いますので、当面は都市マスタープランで行いながら、随時修正ができるようなことをどう組み込めるか。それはかなり技術的な問題もありますので、そこは少し計画策定の中身として考える必要があるかなと思っています。以上です。

会長

ありがとうございます。

では、委員、どうぞ。

委員

先ほどの区長からのゼロカーボンシティを通した今後のまちづくりの考え方を、それに基づいていろいろ改善していきたいという考え方は理解します。その上で、短期間のこの会議でしたので、区長になられてからすぐの機会でしたので、7月のオープンハウス形式の住民説明会の実施もしっかりと把握してから進めたいということで、延期されることも理解します。

その上で今回のマスタープラン、杉並区まちづくり基本方針の改定の考え方は、杉並区で新たにつくられた基本構想に即した基本方針にしたいということの見直しで、これが行われています。杉並区の基本構想は、周知のように、他の自治体では前例のないほどかなり多数の区民、公募区民を含めて、意見を聞きながら時間をかけて議論し、そして決定されたものです。しかし、一部に反対の意見も最終的にはありました。これを議会も議決して、決定した基本構想であります。

先ほどの見解については理解できるのですが、区長としてはこの基本構想の

中にも異議があつて、変えるべき点があると考えていらっしゃるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

会長
委員
会長
委員

答弁は最後に、よろしいですか。

はい。

それでは、委員、どうぞ。

私のほうからは、この機会ですので、ちょっと個別的、分野別のお話になるかもしれませんが、ユニバーサルデザインのまちづくり方針についてお話というか、意見を申し上げたいと思います。

杉並区はいわゆる福祉のまちづくり条例という条例そのものを持っていませんので、なかなかこの議論が進んでいないと思いますけれども、少なくともこの都市マスというか、まちづくり基本方針に書かれたユニバーサルデザインのまちづくり方針という部分は、杉並区が一步進んでいるとは思われないものになっていると思います。つまり、周辺の自治体で今議論されて、動いている部分を捉えていないという感じが非常にします。何とか追いついていくというぐらいの方針しか立てられていないと思います。

具体的に申し上げますと、基本的にこのテーマの誰もが移動しやすくというのは、今やもう移動ではなくて利用の時代になっていますので、アクセシビリティだけではなくユーザビリティがきちんと担保されなかったら、つまり使えなければハードの環境と言えないということが前提になっているので、そういう視点にまず立っていない。いわゆるバリアフリー止まりであつて、ユニバーサルデザインにはなっていないし、ましてや当事者の参画を保障するようなインクルーシブデザインにもなっていない。そういう今の流れを捉えていない方針にとどまっているというところが大変私としては、せつかくですので、杉並区らしいというか、杉並区が一步先を進んだものを期待したいと思つているところです。

今のような考え方に基ついて、先ほどのゼロカーボンを目指すということとの関連で言いますと、恐らくまちづくり、建築造り、全てについて言えると思いますが、新築、開発というところより、もう少し既存の資源をきちんと生かしていくことを基本に据えることが今求められているんだと思います。こういう福祉、ユニバーサルデザインの分野でも、制度上も新築の場合に関しては様々な基準ができて、それに従つてユニバーサルデザインをつくっていくという手法ができていますが、既存の、特に杉並区で多い住宅、先ほど指摘がありまし

たけれども、空き家の改修とか再利用、活用というようなことに関しては、なかなかその手順が整備されていないというのが現状だと思います。

少なくとも福祉施設としてのいろいろな需要というのはあるんですけども、それがなかなかできない。そのできない理由は、新築できないというようなことですけども、新築ではなく既存の施設の活用ということで、そこをユニバーサルデザイン化していくということで、かなりの部分に対応できるはずなんです。その辺の手立てが何ら計画的に整備されていないというのは、実はほかの自治体では今いろいろ考えられているところです。ぜひ杉並区もその辺を考えていただく。それが方針の中にもきちんと盛り込まれるというような形を期待しています。

会長

ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。特にご発言はございませんか。

委員の皆さんからは、以上のようなご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからは以上のようなご意見を頂戴したということで、事務局並びに区長のほうでもし何かご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

区長

委員から質問がありましたので、それについてお答えしてよろしいでしょうか。その後、事務局にお願いしたいと思います。

会長

お願いいたします。

区長

ありがとうございます。基本構想についてですけども、ご指摘のようにこの基本構想は長い時間をかけて、区民の参加を得ながら専門家と共に議論が重ねられて、そして議会で議決された大変重要な構想であることはとても強く認識しておりますし、とても大切なものだと思っております。

そして、この基本構想をどうするかということについて、変えるのかとか、そういうことは今、申し上げられないんですけども、これを大切に思っているところはしっかりと申し上げたいと思います。その中で、おっしゃったように、ここでの議論でもございましたが、時代が大きく移り変わる中で、毎年、1年のレベルでいろんなことを見直していかなければいけないというのは、ほかのいろいろな計画も同様だと思います。

その中で、特に先ほど防災のことをちょっと言えなかったんですけども、首都直下地震がいつ起こってもおかしくない状況の中で、すごく危機感を覚え

す。日程が決まり次第、改めて委員の皆様にご連絡いたしますので、よろしく
お願いいたします。

会長

次回は10月の予定ということでございますが、日程がまだ決まっておりませ
ん。決まりましたら、改めて委員の皆様にご連絡をさせていただくというこ
とでございます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了でございます。本日は200回という
区切りの杉並区都市計画審議会で行っていただきましたけれども、これで閉会とさせて
いただきます。皆様、お忙しいところ、ご審議をどうもありがとうございました。

— 了 —

(午前11時46分 閉会)